

第7章 家庭・地域との連携及び教育行政の役割

これまで述べてきた「幼保小連携スタートプログラム」による教育活動が、幼児教育機関等及び小学校で推進されていけば、本プログラムがめざす“子どもの自主性と思いやり”をより高めていくことができると考えている。

子どもの教育が円滑に行われるためには、幼児教育機関等と小学校、そして家庭との連携は必然である。しかし、互いの教育観が違うなどその連携が十分なされないと、それぞれの幼児教育機関等や小学校、親、担任等が努力・工夫していることも、子どもの成長につながっていかないこともある。また、特別な支援を必要とする子どもへの教育等、個の特性や障がいに応じた適切な支援や配慮をしていくためには、医療機関等の関係機関との連携や保護者の理解と協力が必要である。このような連携は決して容易なことではなく、幼児教育等や特別支援教育の理解、地域における関係機関とのネットワークづくり、保護者への対応の仕方等、克服すべき多くの課題がある。

本章では、このような課題を克服するための学校経営・運営をリードする校長及び学校経営をサポートする教育行政の役割について、次の視点から述べていく。

- 1 保護者の理解を求め、円滑な連携を進めるための各機関の努力・工夫
- 2 幼保小連携を推進する教育行政
～幼児教育等に関する指導、幼児教育等や特別支援教育の理解に関する教員研修、及び地域における関係機関とのネットワークづくり～

1 保護者の理解を求め、円滑な連携を進めるための各機関の努力・工夫

(1) 保護者の心に響く校長の話

次の事例は、小学校における「新入学児童保護者オリエンテーション」の時に、校長が保護者に対して話した内容である。

2月10日、新入学児童保護者オリエンテーションの時である。時候のあいさつとスライドを使っての学校紹介を終えた校長は、愛読している絵本『からす たろう』の朗読を始めた。絵本の絵をスライドにするほどの熱の入れようである。職員にスライド操作を頼み、校長は静かに朗読を始めた。話の内容はこうである。

教師やクラスの子どもたちを怖がり、一緒に勉強をしたり、遊んだりすることができず、みんなから「ちび」「とんま」と呼ばれていた「たろう」。学校中の除け者だった「たろう」が、新しく赴任してきた教師によって認められ、さらに「たろう」のもっている力や魅力が、他の子どもたちや周囲の親にも伝えられ、受け入れられていくという話である。

小学校で6年間、級友からも教師からもバカにされてきた自分をしっかりと受けとめ、認めてくれる新任の教師との出会いをきっかけに、「たろう」は大きな変容を遂げる。卒業式で得意

からす たろう



やしま たろう..

なカラスの鳴きまねをし、周囲の認識を一変させるほどであった。雨の日も風の日も、一日も休まず学校に通い続けた「たろう」。自然に対する知識が豊富で、カラスの微妙な鳴き声の違いをも模写できるほどの観察力、表現力をもっている「たろう」。

人は一人一人かけがえのない存在であり、みんな違ったよさを持っているということに気付かせてくれる話である。

話を終えた校長は、『からす たろう』の絵本を静かに置き、保護者に向かって次のようなメッセージを送った。

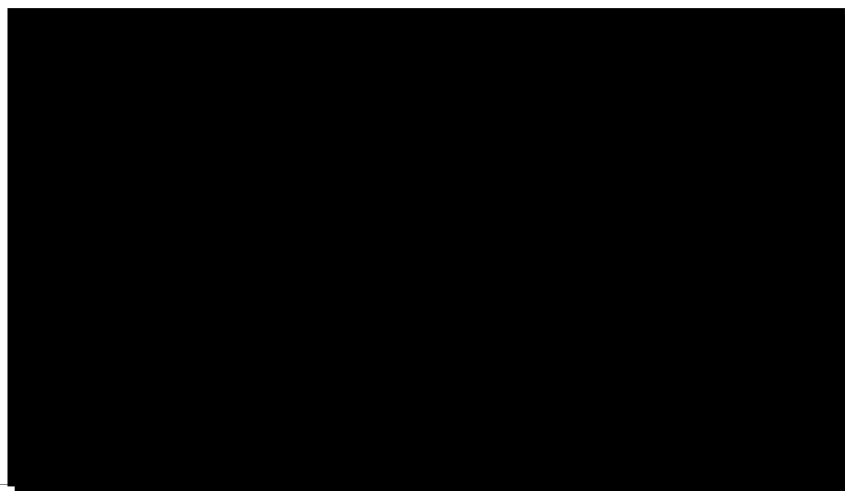
この世に存在するすべての子どもは、一人一人かけがえのない存在であり、みんな違ったよさを持っています。親御さんが我が子を「宝物」と思うように、私たち教職員一人一人も皆さんのお子さんを、未来に生き、未来を創る「社会の宝物」として大事に育てていきます。だから、皆さんのお子さんが、幼稚園や保育所等でどのような教育を受け、どのように育てているのかをよく理解し、これからの教育を考えていきたいと思えます。

本校の教職員は、入学後又は入学前に、気になることや心配なことがあったら、保護者の皆様にもご相談することがあるかと思えます。時には厳しいことも、時には難しいことも相談するかもしれません。しかし、私たちが皆様にお伝え、相談するすべては、「皆様のお子さんのためである」ということを信じて下さい。

みなさん、これからも、学校と家庭が協力し、共に喜び、共に叱り、共に悩み、共に知恵を出し合いながら、子どもを育てていきましょう。

話が終わると、スクリーンに金子みすずの詩『わたしと小鳥とすずと』が映し出され、3年生女兒の朗読が流れ始める。

保護者は、朗読を聞きながら、スクリーンの詩をじっと見つめていた…。



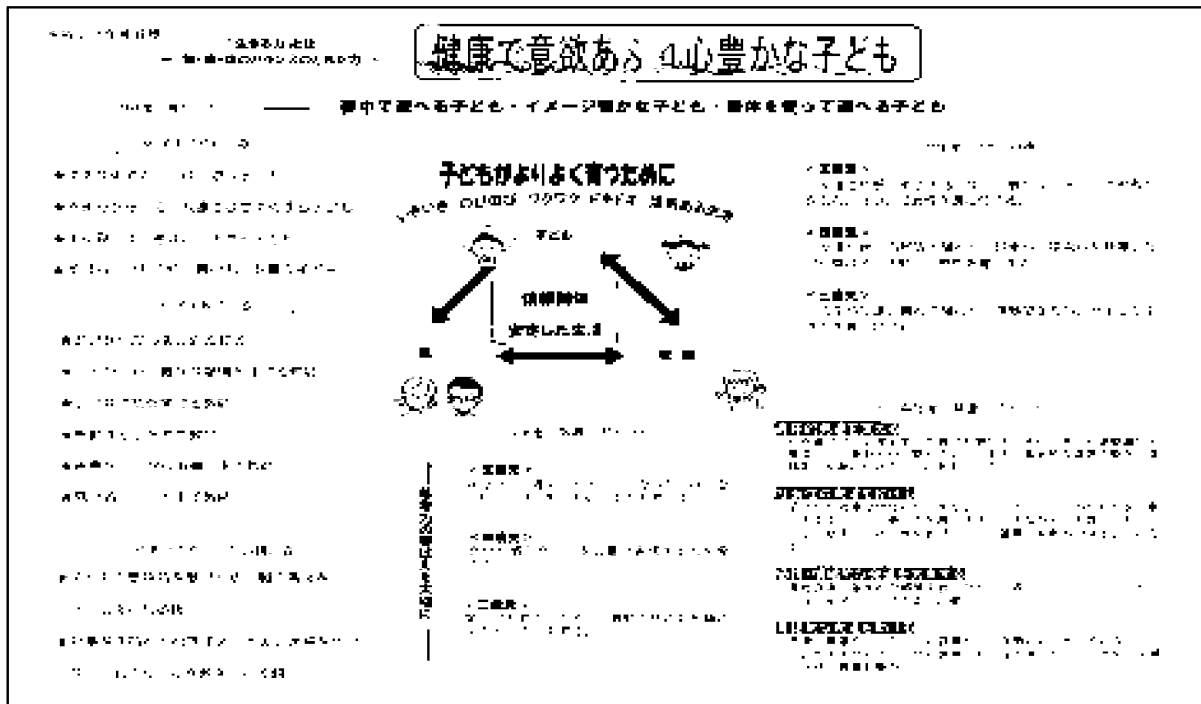
校長の話から、この学校の教職員が、幼児教育等や特別支援教育への理解が深く、一人一人を大切にした教育、保護者と協力した教育をしていること、又はしていく学校であることがわかる。この場にいたA教諭の話である。「校長先生が保護者の方々に、学校の教育観、幼児教育等からのつながり、特別支援教育、保護者との連携等についてお話していただくとともに助かるんです。校長も言っている、教頭も学年主任も言っている、みんな同じように伝えていくことが大切なんです。こうした中で、保護者は学校への信頼を高め、私たち担任の実践を理解し、子どもの相談にも耳を傾けてくれるようになるんです。」

(2) 保護者の教育への参画を意識した幼稚園経営

次の事例は、幼稚園経営の中に保護者のあり方という視点も組み入れたものである。

下図の幼稚園経営の全体構想の中に〈こうあってもらいたい親の姿〉を2つ出している。

これは、すべての保護者に配布されるため、保護者も園がめざす子どもを育てることに協力していこうという意識が高まることになる。



また、本園では保育参観する保護者に対して、「3つの心の目」を持って保育や子どもを見るように、保育参観の案内や保護者会、園長の講話等、機会あるごとに伝えている。

【心の目 その1】 お子さんのしぐさ、表情、発する言葉など表現は様々ですが、集団の中での子どもの姿をよく見てあげましょう。(参観中のおしゃべりはちょっと我慢して・・・)

【心の目 その2】 どんな行動も子どもにとっては「意味」のあるものです。子どもが成長するために、今、その行動がとても大切な意味をもっているのです。

他の子どもに迷惑な行動や、子ども同士のトラブルもあるかもしれませんが、このような「かわり」は、お互いの成長に大きな意味をもつものです。温かい目で見守ってあげましょう。

【心の目 その3】 子育てに例えられることわざに、「隣の芝生は青く見える」というのがあります。とかく、他のお子さんがとても優秀に見え、つい、我が子に厳しい言動をとってしまうことが多くあります。

一人一人のよさや、一人一人の成長はみんな異なるので、園では、一人一人のよさを見つけ、子どもにあった方法で保育し、一歩ずつ確かな成長が見られるように努力しています。

どうぞ、保育参観でも我が子のよさを見つけ、「砂遊びでお友達に道具をかしていたね。やさしいケンちゃんを見ることができてお母さんうれしかったよ。」などと言ってあげましょう。

(3) 保育所における保護者への支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要である。保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、積極的に取り組むことが求められている。

2 幼保小連携を推進する教育行政

子どもたち、保護者、教員、保育士のニーズに応じて適切な支援・指導をしていくことは、教育行政の基本的な役割である。多くの役割がある中で、ここでは「幼保小連携スタートプログラム」の推進における教育行政の役割について考えていきたい。

(1) 幼児教育等における指導・助言体制の整備

県内すべての小学校は公立であり、県及び市町村教育委員会においては、所管する学校及び教員等に対し指導・助言を行っている。一方、幼児教育等については、その指導・助言体制が十分であるとは言えない。公立幼稚園、私立幼稚園、公立・私立保育所等を所管している部局や課が互いに連携を図りながら、市町村と共に、幼児教育等の指導・助言体制の整備を強化していく必要がある。

また、県内には、それぞれの機関ごとに、教育等の充実を推進するための「連絡協議会」「研究協議会」等の組織があり、互いに学び合いながら研修を積んでいる。さらには、公立・私立や幼稚園・保育所等の壁を越えて共同の組織をつくり研修等を実施している。県及び市町村教育委員会は、これらの組織と連携しながら、実態やニーズに応じた指導・助言をしていくことが大切である。

(2) 幼保小連携に関する教員研修

幼保小の連携については、『幼保小連携スタートプログラム』をガイドに実践を積み上げ、実践を通じた教員研修をしていくことが望ましいと考えている。特に、県（義務教育課・教育事務所・県教育センター）や市町村教育委員会の役割を明確にし進めていくことが大切である。

県内においては、A町が教育委員会内に「幼児教育課」を設立し、B町では教育委員会に幼保小連携コーディネーターを配置し、C市では、教育委員会が核になって20年もの間「幼保小連携推進協議会」の運営するなど、幼保小の連携を進めている。

県教育委員会では、「幼稚園教育課程研究協議会」「保育技術協議会」「園長等運営管理協議会」等において、これまで以上に幼保小の連携に関する研修を充実していきたいと考えている。各市町村教育委員会においては、域内の幼児教育機関等、小学校の実態や、幼保小連携の課題に応じてその取組を考えていくことが大切である。

(3) 特別な支援を必要とする子ども等への対応

広汎性発達障がいや、ADHD等、特別な支援を必要とする子どもに対しては、早期対応がより効果的であると言われており、適正な診断と専門家による指導助言を受けた対応をしていくことが望ましい。しかし、幼児教育機関等では、「気になる子ども」の存在を意識しながらも、本人の問題なのか、周囲の大人のかかわり方が影響しているのか等、幼児の成長に寄り添いながら探ったり、保育の在り方を検討したりしていることが多い。

今後は、幼児期においても、担任等が「特別な支援を必要とする子ども」であるかどうか第1次判断のできる“チェックシート（質問紙等）”の作成と活用を促進していくとともに、巡回相談体制を拡充していく必要がある。また、各市町村教育委員会は3歳児検診以降から就学時健診までに気になる子どもを的確に把握するとともに、「保護者や各幼児教育機関等」と「福祉や医療・保健機関等」の仲立ちをし、気になる子どもに対して家庭及び幼児教育機関等で適切な対応ができるよう支援していく必要がある。